

第1回 松本市立病院建設専門者会議

次 第

日時：令和2年8月13日（木）

14：00～16：00

会場：松本市役所 大会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 座長あいさつ

4 委員の紹介

——（以下、座長進行）——

5 会議事項

(1) 松本市立病院建設専門者会議について

(2) 松本市立病院からの現状報告

(3) 意見交換、論点確認

6 今後の日程

7 その他

8 閉 会

松本市立病院建設専門者会議 委員名簿

(◎=座長)

No.	区分	氏名	所属 役職
1	病院関係者	◎と ^と ば ^ば けんじ ^{けんじ} 鳥羽 研二	東京都健康長寿医療センター 理事長
2	病院関係者	かわ ^か また ^{また} みきと ^{みきと} 川真田 樹人	信州大学医学部附属病院 病院長
3	病院関係者	く ^く ほ ^ほ けいし ^{けいし} 久保 恵嗣	長野県立病院機構 理事長
4	病院関係者	みや ^み た ^や かずのぶ ^{かすのぶ} 宮田 和信	相澤東病院 院長
5	保健医療関係者	すぎ ^す や ^ぎ ま ^ま あつし ^{あつし} 杉山 敦	松本市医師会 会長
6	行政関係者	まき ^ま ひろし ^{ひろし} 牧 弘志	長野県健康福祉部 地域医療担当部長
7	行政関係者	さ ^さ が ^が こういち ^{こういち} 嵯峨 宏一	松本市 副市長

松本市告示第304号

松本市立病院建設専門者会議設置要綱を次のように定める。

令和2年7月30日

松本市長 臥雲 義尚

松本市立病院建設専門者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市立病院（以下「市立病院」という。）の建設について第三者の視点から専門的な検討を行うため、松本市立病院建設専門者会議（以下「専門者会議」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門者会議は、市長の要請に応じ次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 長野県地域医療構想に基づく松本医療圏における市立病院の役割に関すること
- (2) 松本医療圏における地域医療の考え方・方向性に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 専門者会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 病院関係者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(座長)

第5条 専門者会議に座長を置き、座長は委員の中から市長が指名する。

2 座長は、専門者会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 専門者会議は、市長が招集し、座長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 専門者会議の庶務は、健康福祉部医務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年8月13日から施行する。

(松本市立病院建設検討委員会設置要綱の廃止)

2 松本市立病院建設検討委員会設置要綱（平成28年告示第369号）は、廃止する。

第1回 松本市立病院建設専門者会議 座席表

日時：令和2年8月13日（木）14:00～16:00

会場：松本市役所 大会議室

